

平成19年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成19年6月15日 午前10:00

○閉 会 午前11:38

○出席議員（21名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	19番 大谷貞廣
20番 西村武	21番 堀井克見	22番 藤原幸作

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	副市長	鑑利行
教育長	小林洋	総務部長	肥田野耕二
会計管理者兼会計課長	門間鋼悦	産業建設部長	伊藤賢志
水道局長兼水道課長	澤井昭	教育次長	山平東
市民生活部長	菅生一也	福祉保健部長	丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中泉作右衛門	総務課長	鈴木公悦
市長公室長	鈴木司	財政課長	幸村公明
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
総務学事課長	櫻庭新悦	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	市民課長 兼飯川総合窓口センター長	宮田隆悦
社会福祉課長	児玉俊幸	健康課長	小林健一
収納課長	菅原龍太郎	追分出張所長	鈴木久雄
農業委員会事務局長	田仲茂隆	下水道課長	藤原貞雄

都市整備課長	佐々木 博 信	国体事務局長	菅 原 徳 志
スポーツ振興課長	根 一	生活環境課長	鈴 木 鋼 生
高齢福祉課長	伊 藤 律 子	昭和総合窓口センター長	川 上 秀佐男
天王総合窓口センター長	三 浦 喜 博	追分地区児童館長	櫻 庭 久 俊

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 裕 一	議会事務局次長	伊 藤 正 吉
--------	---------	---------	---------

平成19年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成19年6月15日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第41号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第42号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第43号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第44号 潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第45号 潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第47号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第48号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第49号 平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第50号 平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第51号 平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第52号 平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第12 請願・陳情について

日程第 1 3 各常任委員会の報告

総務常任委員長

社会厚生常任委員長

産業建設常任委員長

文教常任委員長

日程第 1 4 議員の派遣について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程に入る前に、議会運営委員長より報告を行います。5番、澤井議会運営委員長。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、昨日6月4日に委員、正副議長、参考人として社会厚生常任委員長の出席のもと開催しております。

はじめに、社会厚生常任委員長から報告のありました、「社会厚生常任委員会」での戸田議員の発言と委員会における現地視察の拒否について申し上げます。

はじめに、戸田議員の発言について申し上げます。

委員会審査中に戸田議員より、一部部長と職員を侮辱する発言がありました。

このことについては、委員会において本人から議事録からの発言の削除の申し出があり、委員会で全会一致で許可されたものの、明確な謝罪の言葉はなかったことを確認しております。

これは今さら申し上げることではありませんが、議員必携にもある議員の義務をここでいま一度皆様と確認したいと思います。

「議員は、住民全体の代表者として品位を保持することはもとより、会議においても合理的、能率的な審議に協力し、秩序維持に努める義務がある。この義務に違反した議員には懲罰を科すことができる。」

この義務に照らし合わせ、戸田議員には本会議場で釈明と謝罪を求める意見が出されました。

委員会での現地視察拒否の件について申し上げます。

社会厚生常任委員会では、議案審査において現地視察が必要との委員からの発言があり、委員長が委員へ視察の件を諮ったところ、特に異議はなく現地視察を行うこととなりました。

戸田議員は、この現地視察に正当な理由がなく同行せずに一人で別の場所を見に行っ

たとのことです。

これについては、正当な理由がない場合は認められません。また、先ほどの議員の義務にもありますように、「会議においても合理的、能率的な審議に協力し」とあります。

戸田議員においては、いま一度、議員の責務について確認いただき、今後は議員としての品位を持って、さらに会議のルールに従って議員として活動していただくのはもちろん、今回の件に関して強く反省を望むものであります。

議案の訂正・差し替えについて申し上げます。

皆様のお手元に配布しておりますが、議案第42号について、当局より議長宛に訂正の依頼文書が12日に提出されました。内容は、提案理由にかかわるものではなく字句の訂正でありましたので、議長において直ちに受理し、社会厚生常任委員会へ連絡し、委員会では訂正後の議案で審議しております。改めて皆様にご連絡しますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、議会運営委員会の報告とします。

- 議長（藤原幸作） なお、2番戸田俊樹議員より社会厚生常任委員会における発言と行動について釈明と謝罪の申し出がありますので、これを許可します。2番戸田俊樹議員。
- 2番（戸田俊樹） 謝罪。

平成19年第2回潟上市議会定例会の社会厚生常任委員会における私の発言と行動について、釈明と謝罪を申し上げます。

1. 一部部長と職員を侮辱したとされる発言について。

私がこのようにとらえられた発言をしたのは、議案第41号の国保税条例の改正議案の中であります。

この条例改正案では、納税者の負担が全体でおよそ5,000万円の増となることから、私は行政改革を進めて納税者市民の負担にならないようできないものかと考えて、男鹿市が部長職を廃止した例を挙げ、本潟上市でもなお一層努力できないものかという趣旨で発言したものであります。

しかしながら、私のその表現に適切性を欠いたことは明らかであり、市長はじめ当局の皆様にも多大なる不快感と不信感を与えました。皆様には改めて深くおわび申し上げます。

今後の発言には細心の配慮をすることをお誓いし、職員との信頼関係を築くよう議員活動に邁進してまいりますので、宜しくお願い申し上げます。

2. 委員会現地視察へ同行しなかった件について。

私が現地視察に同行しなかったのは、議案第42号の防災無線の議案の審査にということであります。

現地視察の場所が、私が日ごろからよく通る道、道路沿いにあり、また、町議会議員当時からよく理解していることから、あえて見なくてもいいのではないかと自分の中で判断して同行しなかったものであります。

しかしながら、委員会の中で決定したことについては会議のルールに則り議員は活動しなければならないというのは当然のことと思います。そのようなことから、今回の私の行動は反省すべきものと痛感しております。

改めて、会議・委員会審査のルールに反した行動をしたことを深くおわび申し上げます。

以上、2つの点につきまして議会を混乱させたことを改めておわび申し上げますとともに、今後は議員としての品格を保つことを議員、当局の皆様にお誓い申し上げます。

平成19年6月15日 潟上市議会議員 戸田俊樹

【日程第1、議案第41号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第12、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第41号から日程第12、請願・陳情までを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第13、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第13、各常任委員会の報告を求めます。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

また、委員長の報告の後、質疑および討論を行います。各補正予算案については各委員長報告が全部終了後に1件ごと採決致しますので、お願いします。

なお、条例案と請願・陳情については、その都度採決まで行います。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

それでは、はじめに総務常任委員会の報告を求めます。15番、伊藤総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

平成19年第2回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日は、平成19年6月12日であります。

2. 出席委員は、藤原幸雄副委員長、千田正英委員、藤原典男委員、中川光博委員、堀井克見委員、伊藤栄悦、全員であります。

3. 説明当局は、鑑副市長、肥田野総務部長、門間会計管理者、中泉選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、門間議会事務局長ほか関係課長であります。

書記には、総務部 総務課 村山さんを指名しております。

5. 審査の経過と結果について申し上げます。

議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳入については、14款県支出金3項委託金1目総務費委託金は150万円の補正であります。これは1節総務費委託金の合併市町活力推進事業委託金であります。県の合併市町の新しいまちづくりサポート事業として合併の効果や問題点等を検証するため、住民意識調査やまちづくりシンポジウム等啓発イベントの実施にかかわる委託金であります。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金は1億114万3,000円の補正であります。前年度繰越金は決算では5億3,000万円ほどであります。留保財源は今後計上していくとの説明がありました。

19款諸収入5項雑入5目雑入は250万円の補正であります。これは自治総合センターコミュニティ助成金で天王追分地区に備品を整備するための助成金であります。

20款市債1項市債2目土木債は1,630万円の補正であります。道路改良事業にかかわる起債であります。

歳出について申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）は、大部分が職員の異動と共済組合の負担率が1,000分の6引き上げになったための人件費の補正であるため、関係部分の説明は割愛させていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、昨年度単独で行った職員採用試験を今年度は町村会に委託し市町村統一試験として行うため、消耗品費から委託料に組み替え

したことによる補正であります。

5目財産管理費は、天王庁舎の国旗掲揚塔を建て替えるため、工事請負費66万1,000円を補正するものであります。

6目企画振興費は、歳入でも申し上げましたが、県の委託を受けて合併市町の新しいまちづくりサポート事業として、県北が大館市、中央が潟上市、県南が横手市の3市で合併の効果や問題点等を検証するため、住民意識調査やまちづくりシンポジウム等の実施にかかわる予算を計上しております。アンケート調査に係る臨時事務賃金、まちづくりシンポジウムと基調講演などに係る講師謝礼、アンケートにかかわる郵便料を補正するものです。シンポジウム、アンケート調査は、潟上市の独自性も勘案し実施したいと説明がありました。

10目自治振興費の266万7,000円の補正は、歳入でも申し上げましたが、宝くじ助成事業である自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、天王追分地区9町内を一つのコミュニティにとらえ、印刷機、移動式放送用具、冷蔵庫、歩行健康器具等の備品を購入するものであります。

2款総務費2項徴税費2目賦課管理費は、23節償還金利子割引料の過誤納還付金・加算金515万8,000円の補正で、償却資産修正申告により課税免除部分が発生したため、平成15年度から平成17年度までの3年分の過誤納還付金453万9,700円と還付加算金61万7,600円を予算措置したものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情について申し上げます。

陳情第2号、安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情について申し上げます。

この件につきましては、3月定例議会において、国・県の動向を今しばらく注視する必要があることから継続審査としておりましたが、国の責務は、貧困層の拡大や地方の「格差」を是正するために大企業・資産家優遇の不公平税制の是正、社会保障制度の拡充など所得再配分機能を強化することにあります。

陳情の趣旨に賛同し、全会一致で採択することに決しました。

陳情第3号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情について申し上げます。

この件につきましても、3月議会において、国・県の動向を今しばらく注視する必要

があることから継続審査としておりましたが、公共サービスを安易に民間委託することは、地域住民へのサービスを低下させ権利保障を後退させることにつながると懸念されることから、陳情の趣旨に賛同し、全会一致で採択することに決しました。

陳情第7号、「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情について申し上げます。

この件につきましては、住民の平和と安全を守り核兵器のない世界を実現するため、「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、全会一致で採択することに決しました。

陳情第8号、原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情書について申し上げます。

この件につきましては、行政の誤りを指摘した司法の裁定を認めない冷酷な被爆者行政を抜本的に変えることを求める被爆者の要求に賛同し、全会一致で採択することに決しました。

以上をもって総務常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長報告に対する質疑ですのでお願いします。

最初に、議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。4番。

○4番（成田 進） 委員長、どうも御苦労さまでした。

委員長報告の3ページ、下から9行目になりますか、10目自治振興費に関連してご質問させていただきます。

天王地区9町内を一つのコミュニティとしてとらえ、必要な機材器具を購入するということになっておるわけですけれども、審査の過程で、こうした器具機材の設置をどこに設置するのか話し合いがなされたとすればお知らせいただきたいと思います。

それから今一つ、歩行健康器具等の、歩行健康器具とありますけれども、これは介護予防関連の筋肉トレーニングとの関連はどうなのか。その辺も合わせてご説明いただければと思います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○総務常任委員長（伊藤栄悦） お答え致します。

この備品の設置は、追分公民館でございます。公民館に一括してそこに備品を備える

と、こういうことで利用することになっています。

それから歩行器のこの中身については質問もございませんでしたし、私も内容をよく存じてございません。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。20番。

○20番（西村 武） どうも委員長御苦労さまでございます。

予算書の16ページのところの23節の償還金利子および割引料というところで、過誤納還付・加算金、この515万8,000円、この内容等につきましては先ほどの委員長報告でもわかりましたけれども、その原因たるものは何なのかということに質疑がありましたらお伝え願います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○総務常任委員長（伊藤栄悦） このことについては特別質問等はございませんでしたけれども、当局の説明がございますので、その面で回答致します。

この原因というのは修正申告等による還付金および加算金であります。これは、この中身は15年から17年までの還付、それから加算金であると。その内容は、こうなっております。具体的な企業名挙げてよろしければ挙げますけれども。いいですか。それで、これはこういう修正です。平成19年度4月の2日、こういう償却資産修正申告がありまして、この具体的な中身というのは、償却資産について地方税法附則第9条に課税標準の特例措置が設けられておりまして、このプラント、いわゆる産業廃棄物焼却プラントですけれども、これが特例措置がプラントについて課税標準となるべき価格の6分の1の額とする旨の規定があつて、それで修正申告をしたと、こういうことでこの額になってございます。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第2号、安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号については、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第2号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第3号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号については、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第3号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第7号、「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第7号については、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第7号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第8号、原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第8号については、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第8号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。14番。伊藤社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 平成19年第2回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年6月12日
2. 出席委員 菅原久和、成田 進、戸田俊樹、佐藤幸孝、藤原幸作、伊藤 博
3. 説明当局 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長
4. 書 記 福祉保健部 社会福祉課 渋谷 豊
5. 審査の経過と結果

議案第41号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例案は、国民健康保険税について、医療費の動向および所得の状況等を勘案しながら旧3町の税率の均一化を図るため段階的に調整するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、税の均一化を図ることで税金が上げるのはなぜかとの質問があり、医療費の増加等に伴い、平成19年度で約5,000万円の不足が見込まれることから、今回合わせて改正を行ったとの説明がありました。

本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例案は、昭和、飯田川地区に防災行政無線通信施設設置が完了したことに伴い、親局遠隔装置3基、子局30基の新規設置分を条例化するものです。

なお、6月12日付で市長から議長宛に、本条例案の子局の配置場所のうち「三軒屋ことぶき荘地内」を「天王字北野110番地1」に議案訂正の文書が提出され、同日、本委員会に報告されています。

本案は、子局の配置場所を訂正した上で、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入、13款2項1目民生費国庫補助金は、平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度に伴う後期高齢者医療制度創設準備事業への国庫補助金です。

歳出、補正予算のうち人件費にかかわるものは、人事異動と共済費の負担率変更に伴うものです。

3款1項6目老人福祉費の11節は畳の表替え等、13節および14節は地下水利用による水質管理に伴うもので、いずれも国体実施に伴うことぶき荘関連分です。

3款3項1目生活保護総務費の9節ならびに19節は、社会福祉主事資格取得にかかわるものです。

9款1項1目消防費の15節は、土地所有者からの依頼により防火水槽を撤去するもので、2坪程度の広さで容積は10m³と小規模のもので、撤去後の新設は別の貯水槽および消火栓により必要ないとの説明がありました。

同じく19節は、家屋改築に伴い土地所有者からの依頼で、消火栓の移設に係る水道管移設工事の負担金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ236万3,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億7,881万8,000円とするものです。

これは、人事異動に伴う人件費によるものと、後期高齢者医療制度に伴う国保保険者

システムの改修委託料で、国保税の徴収および管理システムなどの改修によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ86万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億5,651万9,000円とするものです。

これは、人事異動に伴う人件費によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ154万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,560万1,000円とするものです。

主なものは、有線放送設備の落雷に伴うケーブルの張り替え修理等によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会審査報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました議案第41号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 委員長、どうも御苦労さまです。2点お聞きしたいと思います。

この報告の中で、19年度は約5,000万円の不足が見込まれることから今回合わせて改正を行ったと報告がありましたけれども、この約5,000万円の前年度からの比べてのレセプト件数、内訳、これについて審議もしされておりましたらお知らせ願いたいと思います。

それから、合併後いろいろ調整するために条例をその都度出しているわけなんですけれども、本年度については合併時と比べて旧3町が負担増、どれぐらい変わってきているのかというところ、旧3町ごとに平均の額でよろしいですので、そういうことも審議されておりましたらお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 藤原議員の質問にお答えを致します。

5,000万円の増ということの審査を致しましたけれども、レセプトの内容につきましての審査は具体的に行っておりません。ただ、5,000万円の増加の要因として、近年の医療費の増加が大きく影響しているという説明がありました。

また、税率改正による旧3町の数字、値上がりの数字ですが、これにつきましては大綱説明で説明をされたとおりでありまして、平均数値として天王地区は18年度に対して235円、昭和地区は6,471円、飯田川地区は5,849円の増加、これは平均値ですが、それぐらいの数値の増加ということになるという説明を受けております。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さんです。

議案第49号でございますけれども、この文言の中に「歳入歳出にそれぞれ」とありますが。

○議長（藤原幸作） すいません、今41号につきまして。はい、後ほどお願いします。

ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 反対討論からですか。

○議長（藤原幸作） まず最初に反対者の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 11番藤原典男です。潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、私は反対の立場から討論します。

この条例は、旧3町が合併することにより国民健康保険税を段階的に調整し統一するための条例案ですが、本会議の大綱説明の中でも私お聞きしましたけれども、最終案については、市の提案では所得割12.1%、均等割額2万4,000円、平等割額3万8,500円とするものです。それに向けての本年度の調整案ですけれども、これをもとにして私なりに計算しますと、旧飯田川、そして昭和が大幅な値上げとなります。若干の値上げならばやむを得ないもののあまりにも大きな負担増となることから、一般会計からの繰り入れとかもつといろいろな手法を生かして上げ幅を縮めることはできないものかと、そのように思います。

住民税の負担が増える中で国保でも住民の負担増が大きくなる条例案と私はとらえ、

そのために反対するものです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。9番。

○9番（佐藤義久） 防災無線の設置ですが、議案訂正があったということですが、「三軒屋のことぶき荘地内」と、この「北野110番地1」との位置関係はどうなっておりますか。もし、大綱説明でありました私有地等の問題があれば、この方との文書契約とかお約束とか承諾とかあったのかどうか、お知らせください。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 佐藤議員の質問にお答えを致します。

大綱説明のところと三軒屋ということで、これは私有地だという提案があったりして、その後訂正されましたけれども、この部分につきましては委員会の中で、なぜこのような訂正というか間違いが起こってしまったかという背景について少し話がありました。このことにつきましては、以前、今現在防災無線が設置されている場所に公民館の分館が設置されていた関係があって、その公民館の分館前ということでしたが、その後、その分館が撤去されて現在の三軒屋ことぶき荘と一緒に統合されたといえますか二枚看板になって、ことぶき荘であります但同时に分館という設備も備えているということで、その関係から看板が一緒になったというようなことから、その移設、書き換えの作業にミスが出てしまったということでもあります。

それで、ご質問の内容の私有地の関連ということですが、確かに訂正された110番の1という土地は私有地であります。このことについて、私有地ではありませんが説明の中では私有地の所有者の方には了解を得て設置をされたものでありまして、その後、住宅が新たに建設されたりすることで難聴地域が発生したりする場合には再度専門家の調査

をしていただいて難聴地域の解消を図っていく必要があるということですよ。

また、すぐにことぶき荘地内に移設することはどうかということを含めて検討したわけなのですが、これは補助事業の対象になっているものでありまして、手続きを経ればできないことではないという説明ではありましたが、できるだけ補助事業の期間中については移設がかなり限定されるということ、あるいはこの設備が移設されるということにつきましての概算ですが、経費はどれぐらいかかるかということについては、およそ500万円ぐらいの費用を要するのではないかとということでありまして、委員会の審査の内容としては、すぐさま移転をするということが必要という判断よりは専門家に調査を依頼するなり、難聴があれば解消に向けてさらに調整をする必要があるのではないかと審査になりました。

以上です。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） わかりました。文書契約等で承諾を得ても私はいいと思うのですが、その難聴を解消するまでの期間どのぐらいになるのかわからないのでいろんな問題点が発生する可能性がありますから、文書取り交わしでやった方がいいのではないかとと思うのですが、その点のお話、それからその契約等々ありましたか。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 再度お答えを致します。

契約の内容とか契約の形態についての具体的な内容の審査は委員会ではありませんでした。

ただ、先ほど申し上げました難聴地域ということが発生しているかという質疑の中では、現在のところ、その施設によつての難聴等の苦情といいますか申し入れは今当局の方にはないと、現在のところないという説明がありまして、今後新たに住宅が新築されたりする動向がありますので、予測されますので、そういう状況になった場合には専門家の調査をして解消に向ける必要があるかという内容になりました。

以上です。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。

ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番(藤原幸雄) 先ほどは、どうもすみません。

この第49号の議案内容は減額ですので、「歳入歳出にそれぞれ」とありますが「歳入歳出より」とか「歳入歳出から」と書かないと文言にはちょっと文字の流れが悪いと思いますが、委員長、この点どのように考えておりますか。

○議長(藤原幸作) 14番。

○社会厚生常任委員長(伊藤 博) ご指摘のとおり、そうですね、わかりやすい表現といたしますか、「歳入歳出から」と訂正すればよろしいのかと思いますが、手続きの方法

につきましては議長にお願いをして、ご指摘のとおり訂正できれば私の方から訂正を申し出たいと思います。

○議長（藤原幸作） ただいま社会厚生常任委員会からの申し出によりまして、これは委員会条例におきまして「議長に字句等については一任する」という条項がございますので、そういう取り扱いにさせていただきます。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございます。

前から一度お聞きしたいなと思っておりましたので、この機会に聞きますけれども、この有線放送事業ですけれども、これいつどのようにまず活用していくものかということ。簡単な質問でございますけれども、その審議がありましたらばお答えいただきます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 今回の補正予算につきましては落雷被害等がありましたということでの復旧費用の補正で、特別、利用形態についての審査はなかつたわけなのですが、ただ、当初予算等の説明時には利用の形態としては、現在は朝・昼・晩と3回の放送を流して、地域の行事あるいは学校の行事、中には地域企業の広告というようなものもあるようでして、お知らせといいますか、そういうものも混ぜ入れながら1日3回の放送を自動的に放送しているという形態があるという説明を受けております。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 内容等につきましては大体わかりましたけれども、企業の広告というのはちょっと、これちょっとどうなのかなとこう思いますけれども、その辺は間違いないでしょうか。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 企業の広告というところとちょっと大げさ、大げさではないのですが、確かに地元の商店ですとか企業とっていいと思いますが、そういうところのお知らせ、あるいは広告等を声で流せる部分で流して、その分の広告料は有料で計上されております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩致します。再開は11時10分とします。

午前10時51分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。3番、児玉産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 平成19年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年6月12日

2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、佐藤 昇、児玉春雄

3. 欠席委員 赤平末次郎

4. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

5. 書記 産業建設部 産業課 山平重男さんをお願いをしております。

6. 審査の経過と結果

議案第44号、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例の改正は、所得税法の一部を改正する法律による租税特別法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、該当地域の質問があり、昭和・飯田川地区が全部、天王地区が追分、出

戸周辺の都市計画区域が対象となるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例の改正は、所得税法の一部を改正する法律による租税特別法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、具体的な例で説明してほしいとの質問があり、税の優遇で長期譲渡所得税の税率15%が10%に軽減、法人税の5%軽減されると回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入について、主なものを申し上げます。

20款1項2目土木債は1,630万円で、飯田川地区上谷地北・天王地区長沼道路改良工事費に伴うもので、充当率95%となっております。

歳出について。

6款1項農業費は2,323万4,000円の減額で、その主なものは、人事異動に伴う職員の人件費であります。また、水田農業構造改革対策補助金と数量調整円滑化推進事業費補助金は予算の組み替えであります。土地改良事業調査計画費負担金50万円は、天王天塩地区にかかわるものであり、修繕料72万4,000円は国体拠点施設3施設の畳替えに要する経費であります。

6款3項水産業費11万6,000円は、野村船着場取得費で受益者が負担した223万円の減価償却の残存価格としてその5%で取得するもので、延長は60メートルです。

7款1項商工費は894万8,000円の増額で、観光ガイド2万部の印刷製本費84万円、出戸浜仮設公衆トイレ18基分リース料37万8,000円、天王ふれあい交流センター地下水取水施設工事638万9,000円が主なものです。

8款1項土木管理費586万7,000円の増額は、人事異動に伴う職員の人件費であります。

8款2項道路橋梁費は3,000万円の増額で、道路側溝等改良工事770万円は天王地区4路線の側溝改良工事であります。道路維持補修工事297万円は、420メートルをオーバーレイするものであります。道路改良工事1,733万円は、天王長沼地区と飯田川上谷地北線道路改良工事の2路線であります。

8款4項都市計画費は1,889万4,000円の減額で、人事異動に伴う職員の人件費が主な

ものであります。また、修繕料239万8,000円の内訳は、スカイタワーガス漏れ修理、レストラン空調設備点検、公園街灯付け替え2基、くらかけ館看板付け替え、長沼公園水道漏水修理2か所分であります。

委員から、潟上市における品目横断の全体の進捗状況、集落のどのくらいが法人化のようになっているかとの質問があり、集落営農組織にはいろいろな形態があるが、米と大豆を一つにやっていくというのが昭和1組織、飯田川2組織の計3組織、大豆型というのが天王10組織、昭和1組織、飯田川1組織の計12組織、法人組織については昭和1、飯田川2、計3法人、認定農業者への集積でやっていくというのが天王2、昭和7、飯田川1の計10、トータルで28組織となっています。

また、認定農業者については現在213名で、うち担い手の要件となっている4ヘクタール以上の農業者が163名です。

7月2日まで加入申請手続きをしています。現在までに53名が申請をしています。この後、説明会などを開きながら加入促進をしていきたいという回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ210万1,000円を追加し、総額を2,242万3,000円とするものであります。当初10件をみていたものが3件増の13件となったため補正するものであります。

委員から、設置場所について質問があり、天王上狼縁が2件、岡井戸の集会所1件との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

収益的収入1款1項営業収益は、小泉地内消火栓移設工事に伴う一般会計からの負担金128万4,000円であります。

収益的支出1款1項営業費用662万3,000円は、人件費の増額と小泉地内消火栓移設工事117万3,000円が主なものです。

資本的支出1款1項排水整備費は、天王大長根地内配水管布設替工事216万3,000円です。

委員からは、天王字大長根地区配水管布設工事についての質問があり、工事の内容等の回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号、「日豪EPA・FTA交渉に対する」陳情書について。

この件につきましては、3月定例会で同じ内容の請願「日豪EPAに関する請願書」を全会一致で採択しておりましたことから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これより議案第44号、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 委員長報告の2ページ、この優良宅地共造成認定手数料ですけれども、この優良宅地というのは、この下の段にもありますけれども天王地区は出戸周辺、あるいは都市計画区域とこうなっていますのでそのとおりだと思いますけれども、この昭和・飯田川全部ということはどういうことなのか、その辺のところを説明願います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 20番に申し上げます。

飯田川・昭和全域が都市計画区域に入っていると。天王は追分と出戸浜地区より入っておりませんので、そういうことをごさいます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質問がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 委員長報告の3ページですけれども、この「長期譲渡所得の税率が15%から10%に軽減された」とこうなっております。それで「法人税も5%軽減され

た」とこうなっておりますけれども、では、これに伴う当初予算から見た場合どのぐらい歳入に減額を生ずるものかということや委員会の方で審査あったのかどうかということやをひとつありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 20番にお答え致します。

そこまでの数字はございませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質問がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第6号、「日豪EPA・FTA交渉に対する」陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号については、産業建設常設委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第6号は産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。7番、佐藤文教常任委員長。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 平成19年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年6月12日
2. 出席委員 大谷貞廣、小林 悟、西村 武、佐藤恵佐雄
3. 説明当局 教育長、教育次長、各関係課局長
4. 書 記 教育委員会 生涯学習課 斉藤英博さんを指名致しております。
5. 審査の経過と結果

議案第43号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、大規模な児童クラブを適正な規模へ移行し、より充実した児童の健全育成

を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入について申し上げます。

14款3項7目教育費委託金133万5,000円は、子どもと親の相談員活動調査研究委託金として天王小学校、飯田川小学校、出戸小学校の3校分にかかわる98万円と、東湖小学校が県のモデル校に指定されたことによる英語活動等国際理解活動推進事業委託金35万5,000円であります。

委員からは、子どもと親の相談員活用調査研究事業について質問があり、今回は学校の要望もあり3校が認められたもので、相談員の配置されていない学校については県の広域スクールカウンセラー制度で対応しているとの回答がありました。

また、同じく英語活動等国際理解活動推進事業で東湖小学校が指定された経緯について質問がありましたが、東湖小学校については以前から英語の授業などに関心があり、学校規模なども考慮され、県からモデル校として指定されたとの回答がありました。

歳出について申し上げます。

3款2項4目児童館費の修繕料31万9,000円は、国体の拠点施設として使用される市内6か所の児童館などの調理室への網戸設置、入口ドアや街灯取り付けなどにかかわるものであります。

3款2項5目保育園費の主なものは賃金262万7,000円で、追分保育園に障害児2名入園したことに伴う臨時保育士および保育補助員分であります。

10款2項小学校費、3項中学校費の修繕料については、腐食、劣化による遊具などと豊川小学校の雨漏りによる屋根の全面張り替えに伴うものであります。

10款6項3目公民館費の修繕料56万5,000円は、国体の拠点施設として使用される市内8か所の地区館・分館などの調理室への網戸設置や自動ドアなどにかかわるものであります。

同じく工事請負費350万2,000円は、岡井戸分館の合併処理浄化槽への排水設備工事費、下出戸分館の物置小屋が老朽化で危険なための建て替え工事費、大清水北野分館の下水道への排水設備工事費であります。

同じく分館補助金27万3,000円は、昭和地区3分館の修繕にかかわる経費であります。

10款7項3目体育施設費の修繕料54万4,000円は、二荒山グラウンドゴルフ場、天王

相撲場、天王B & G海洋センタープールにかかわるものであります。

同じく4目国体事務局費の補助金40万円は、6月28日、昭和体育館で開催される日米高校親善レスリング大会秋田大会に伴うものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これより議案第43号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決致します。本案に対する文教常任委員長長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより平成19年度各補正予算（案）について順次起立採決をもって行いますので、ご協力願います。

最初に、議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

【日程第14、議員派遣の件について】

○議長（藤原幸作） 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。行政視察研修のため、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) ご異議なしと認め、さよう決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これにて平成19年第2回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時38分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤原 幸 作

〃 署名議員 菅 原 久 和

〃 署名議員 中 川 光 博